

長野県踏切道改良協議会合同会議

日時:令和 8 年3月 9 日(月) 14:00 ~ 16:00

場所:WEB 開催

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

- (1)長野県踏切道改良協議会合同会議設置要綱の変更について
……………【資料 1】
- (2)カルテ踏切の法指定に向けた推進について ……【資料2】
- (3)踏切道内誘導表示の設置状況について ……【資料 3】
- (4)踏切道改良計画の期限到達について ……【資料 4】
- (5)地方踏切道改良協議会について ……【資料 5】
- (6)踏切道の現状について ……【資料 6】

3. その他

4. 閉会

<問い合わせ先>

- ① 国土交通省 関東地方整備局
道路部 地域道路課
TEL:048-600-1904
 - ② 国土交通省 北陸信越運輸局
鉄道部 技術・防災課
TEL:025-285-9153
- ※【資料 6】については②

(案)

長野県踏切道改良協議会合同会議設置要綱

(目的)

第1条 長野県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、長野県の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他長野県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

(協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、(1)及び(3)の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- (5) [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省関東地方整備局長とし、副議長は、国土交通省北陸信越運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄

道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため長野県踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、関東地方整備局道路部地域道路課及び北陸信越運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和5年2月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和6年3月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和7年3月13日から施行する。

別表 改良すべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
七瀬		長野市	東日本旅客鉄道
上山第二		飯田市	東海旅客鉄道
知久町	H29. 1. 27	長野県	東海旅客鉄道
毛賀		飯田市	東海旅客鉄道
大手町	R6. 1. 18	諏訪市	東日本旅客鉄道
豊田道	R6. 1. 18	長野県	東日本旅客鉄道
二条		伊那市	東海旅客鉄道
小町屋		駒ヶ根市	東海旅客鉄道
沓掛南	H29. 1. 27	長野県	東日本旅客鉄道
鷹野町	R6. 1. 18	下諏訪町	東日本旅客鉄道
下田	R3. 4. 13	長野県	東海旅客鉄道
荒田第一		飯島町	東海旅客鉄道
新田第一	H29. 1. 27	飯島町	東海旅客鉄道
まるりん	R6. 1. 18	小布施町	長野電鉄
第4 飯山街道	H29. 1. 27	長野県	しなの鉄道
宮田前	H30. 1. 19	長野県	東日本旅客鉄道、日本貨物鉄道
五加	H30. 1. 19	長野県	上田電鉄
大和出	H31. 2. 8	白馬村	東日本旅客鉄道
北割線	R4. 1. 21	宮田村	東海旅客鉄道
第2 3 号		長野市	長野電鉄
旧第2 1 号		長野県	長野電鉄
大島		小布施町	長野電鉄
第3 1 号		長野県	長野電鉄
三社		長野県	長野電鉄
第3 4 号		長野県	長野電鉄
山形街道		松本市	アルピコ交通
宮地鉄工所前		松本市	アルピコ交通
下島東		松本市	アルピコ交通
学院通路		長野県	アルピコ交通
倉科		長野県	しなの鉄道
松代		長野県	しなの鉄道
富野		長野県	しなの鉄道

旧松代街道		千曲市	しなの鉄道
細萱北		安曇野市	東日本旅客鉄道
小学校前		安曇野市	東日本旅客鉄道
小岩岳穂高線		長野県	東日本旅客鉄道
宮城		安曇野市	東日本旅客鉄道
仲仙道		長野県	東日本旅客鉄道
野村		長野県	東日本旅客鉄道
一本松		長野県	東日本旅客鉄道
大田原		長野県	東日本旅客鉄道
柳岸田		長野県	東日本旅客鉄道
犀北団地		長野市	東日本旅客鉄道
第1小沼		長野県	東日本旅客鉄道
遠州街道		長野県	東海旅客鉄道
知久街道		長野県	東海旅客鉄道
下山		長野県	東海旅客鉄道
鶴部		長野県	東海旅客鉄道
大栢第二		長野県	東海旅客鉄道
御子柴		南箕輪村	東海旅客鉄道
中井沢		長野県	東海旅客鉄道
新樋		辰野町	東海旅客鉄道
宮木		辰野町	東海旅客鉄道
第10仲仙道		大桑村	東海旅客鉄道
阿寺		大桑村	東海旅客鉄道
和	R6.1.18	長野県	しなの鉄道
本町	R6.1.18	飯田市	東日本旅客鉄道
大田原	R7.1.15	長野県	東日本旅客鉄道

別表 災害時管理を定めるべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
豊田道	R4. 7. 29	長野県	東日本旅客鉄道
六角堂	R4. 7. 29	長野県	長野電鉄
松代	R4. 7. 29	長野県	しなの鉄道
波田駅	R5. 8. 23	長野県	アルピコ交通
豊野～中野線	R5. 8. 23	長野県	長野電鉄
第3甲州街道	R6. 7. 31	国土交通省 長野国道事務所	東日本旅客鉄道

長野県踏切道改良協議会合同会議構成組織

	構成員
議長	国土交通省 関東地方整備局
副議長	国土交通省 北陸信越運輸局
道 路 管 理 者	長野県
	長野市
	松本市
	飯田市
	安曇野市
	千曲市
	諏訪市
	伊那市
	駒ヶ根市
	下諏訪町
	飯島町
	小布施町
	南箕輪村
	辰野町
	大桑村
	宮田村
	白馬村
	長野国道事務所
鉄 道 事 業 者	東日本旅客鉄道
	東海旅客鉄道
	長野電鉄
	しなの鉄道
	アルピコ交通
	上田電鉄

オブザ バー 事務局	関東地方整備局 建政部 都市整備課
	関東地方整備局 道路部 地域道路課
	北陸信越運輸局 鉄道部 技術・防災課

関東地方整備局からの情報提供

令和8年3月

目次

- ・カルテ踏切の法指定に向けた推進について・・・資料2
- ・踏切道内誘導表示の設置状況について・・・・・・資料3
- ・踏切道改良計画の期限到達について・・・・・・資料4
- ・地方踏切道改良協議会・・・・・・・・・・・・・・資料5

カルテ踏切の法指定に向けた推進について

踏切対策の見える化【記者発表資料】



令和3年10月15日
道路局路政課
鉄道局施設課
都市局街路交通施設課

踏切対策のPDCAサイクルの充実を図り、「見える化」を進めます。
～開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切の
カルテを見直し、対策の進捗状況を公表します～

本年4月に施行された改正踏切道改良促進法において創設された、改良後の踏切道に対する評価の実施により踏切対策のPDCAサイクルを強化したところ
です。これまでの対策の実施や踏切の交通量の変化等により課題が解消された
一方、バリアフリー化の必要性が高い踏切を新たな課題として追加するなどの
結果、緊急に対策の検討が必要な踏切は1,336箇所となり、今般、対策状況等
をまとめた「踏切道安全通行カルテ」を公表しました。今後、1年に1度、評
価結果等を踏まえてカルテを更新し、踏切対策の「見える化」を進めます。

- 国土交通省では、平成28年6月に開かずの踏切などの緊急に対策の検討
が必要な踏切（カルテ踏切）1,479箇所について、踏切の諸元、交通量、事
故発生状況、対策状況等を鉄道事業者と道路管理者が連携してとりまとめた
「踏切道安全通行カルテ」として公表し、対策を講じてきました。
- 対策の実施や踏切における交通量、遮断時間、事故の減少により課題が解
消された箇所がある一方、鉄道とバリアフリー法に基づく特定道路とが交差
している場合における移動等円滑化の促進の必要性が特に高い踏切を新たに
追加するなどの結果、カルテ踏切は1,336箇所となり、今般、対策状況等を
まとめた「踏切道安全通行カルテ」を更新しました。

H28.6公表	1,479箇所
・解消	-426箇所
うち、対策完了	-223箇所
交通量の変化等	-203箇所
・新規追加	+283箇所
今回公表	1,336箇所

- 今後、国土交通省としては、改正踏切道改良促進法で新たに創設された、
改良後の踏切道に対する評価の結果等を反映した「踏切道安全通行カルテ」
を1年に1度更新し、対策の進捗状況や取組の成果を「見える化」すること
で、更なる踏切対策の促進を図ってまいります。

別添資料

○踏切対策のPDCAサイクルの強化（別添1）

○緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）（別添2）

	： 1,336箇所（重複除く）
開かずの踏切	： 539箇所
自動車ボトルネック踏切	： 289箇所
歩行者ボトルネック踏切	： 527箇所
歩道が狭隘な踏切	： 99箇所
通学路要対策踏切	： 96箇所
事故多発踏切	： 81箇所
移動等円滑化要対策踏切	： 170箇所
	（※上記箇所は重複あり）

○都道府県別箇所数（別添3）

○踏切道安全通行カルテ作成例（別添4）

○用語の定義（別添5）

※カルテ踏切の一覧や個別の「踏切道安全通行カルテ」は以下の各地方整備局
等のホームページをご覧ください。

個別の踏切道安全通行カルテに関する問い合わせ先

<北海道>

カルテ掲載HP

https://www.hkd.mlit.go.jp/kv/kn/tihou_seibi/ud49g70000002k0u.html

- 全般、道路に関するもの
北海道開発局 建設部 地方整備課 電話（代表）011-709-2311
- 鉄道に関するもの
北海道運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）011-290-2733

<東北>（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

カルテ掲載HP

http://www.thr.mlit.go.jp/road/fumikirianzen_new/kakutiseifumikiriTOP.html

- 全般、道路に関するもの
東北地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）022-225-2031
- 鉄道に関するもの
東北運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）022-791-7528

<関東>

カルテ掲載HP

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index00000027.html>

- 全般、道路に関するもの（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）

関東地方整備局 道路部 地域道路課 電話（代表）048-601-3151

- 鉄道に関するもの（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

関東運輸局 鉄道部 計画課 電話（直通）045-211-7243

<北陸>

カルテ掲載HP

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/fumikiri.html>

- 全般、道路に関するもの（新潟県、富山県、石川県）

北陸地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）025-370-6742

- 鉄道に関するもの（新潟県、石川県、富山県、長野県）

北陸信越運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）025-285-9153

<中部>

カルテ掲載HP

<https://www.cbr.mlit.go.jp/road/humikiri/index.html>

- 全般、道路に関するもの（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

中部地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）052-953-8170

- 鉄道に関するもの（福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

中部運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）052-952-8032

<近畿>

カルテ掲載HP

<https://www.kkr.mlit.go.jp/road/sesaku/fumikiritaishaku.html>

- 全般、道路に関するもの（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

近畿地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）06-6942-4418

- 鉄道に関するもの（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

近畿運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）06-6949-6441

<中国>（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

カルテ掲載HP

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/doyroj/fumikiri/index.html>

- 全般、道路に関するもの

中国地方整備局 道路部 地域道路課 電話（代表）082-221-9231

- 鉄道に関するもの

中国運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）082-228-8798

<四国>（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

カルテ掲載HP

<https://www.skr.mlit.go.jp/road/fumikiritaishaku/index.html>

- 全般、道路に関するもの

四国地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）087-811-8323

- 鉄道に関するもの

四国運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）087-802-6761

<九州>（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

カルテ掲載HP

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/fumikirikarute/index.htm>

- 全般、道路に関するもの

九州地方整備局 道路部 地域道路課 電話（直通）092-476-3531

- 鉄道に関するもの

九州運輸局 鉄道部 技術・防災課 電話（直通）092-472-2520

<全般の問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

道路局路政課 課長補佐 栗原（内線 37342）

（課直通）TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616

鉄道局施設課 課長補佐 森田（内線 40852）

（課直通）TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634

都市局街路交通施設課 課長補佐 柳田（内線 32852）

（課直通）TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592

関東地方整備局の掲載HP

道路 美しい関東を支えるみちづくり

踏切道の改良促進について

法指定踏切について

国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）や地域で課題があると認識している踏切などについて、令和6年度までに改良すべき踏切道として、全国766箇所（R3.4：93箇所、R4.1：63箇所、R4.12：85箇所、R6.1：408箇所、R7.1：117箇所）の指定を行いました。
これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの画的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
管内では、284箇所（茨城県 9箇所、栃木県 8箇所、群馬県 10箇所、埼玉県 36箇所、千葉県 27箇所、東京都 100箇所、神奈川県 85箇所、長野県 9箇所）が「法指定踏切」となっています。

管内 法指定踏切一覧 R7.1末時点（箇所）

都道府県		R3.4.13 法指定	R4.1.21 法指定	R4.12.26 法指定	R6.1.18 法指定	R7.1.15 法指定
茨城県	9	1	3	1	2	2
栃木県	8	1	1	2	4	
群馬県	10			1	5	4
埼玉県	36	3	4	4	23	2
千葉県	27	11	1	2	11	2
東京都	100	15	1	22	47	15
神奈川県	85	1	2	8	50	24
山梨県						
長野県	9	1	1		6	1
合計	284	33	13	40	148	50

法指定踏切の一覧と各カルテの関数はこちら（踏切道安全通行カルテと地域課題踏切カルテ）【更新中】[Excel:60KB]

緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）について

踏切の交通量、事故発生状況等の客観的データに基づき、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）として、全国1,336箇所を抽出しました。（令和3年9月末現在）。
管内では、754箇所（茨城県8箇所、栃木県12箇所、群馬県2箇所、埼玉県110箇所、千葉県69箇所、東京都401箇所、神奈川県138箇所、長野県14箇所）が「カルテ踏切」となっています。

管内 カルテ踏切一覧 R3.9末時点（箇所）

都道府県		開かずの踏切	自動車ボトルネック 踏切	歩行者ボトルネック 踏切	歩道狭路踏切	通学路要対策 踏切	事故多発踏切	移動等円滑化 要対策踏切
茨城県	8		2		1	3	1	2
栃木県	12		2		4	6		4
群馬県	2		1					1
埼玉県	110	38	44	34	13	2	4	13
千葉県	69	2	18	30	14	9	4	6
東京都	401	288	37	202	11		17	25
神奈川県	138	76	12	60	7	3	14	29
山梨県								
長野県	14				2	9		3

※ カルテ基準別の箇所数は、重複している箇所があるため、各県の和とカルテ踏切の総数は一致しない。

カルテ踏切の一覧と各カルテの関数はこちら（踏切道安全通行カルテ）[Excel:131KB]

カルテ踏切リスト(例)

カルテ踏切の一覧と各カルテの照会はこちら(踏切安全通行カルテ) [Excel:131KB]

都道府県	踏切 道名 ※個別のカルテは踏切道 名をクリック	所在地	道路 管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	開かずの 踏切	自動車 ボトル ネック	歩行者 ボトル ネック	歩道が 狭い 踏切	通学 路要 対策 踏切	事故 多発 踏切	移動 等円 滑化 要 対策 踏切	法指定年月日	進捗状況
茨城県	二心町	茨城県水戸市樋町三丁目1582番地先	水戸市	市道浜田2号線	東日本旅客鉄道、鹿島臨海鉄道	常磐線、大洗鹿島線		○							未指定
茨城県	塚本	茨城県水戸市有賀町2496番地先	水戸市	市道内原7-0052号線	東日本旅客鉄道	常磐線				○				R4.1.21	対策完了
茨城県	回和田街道	茨城県水戸市赤塚1丁目地内	茨城県	県道玉里水戸線	東日本旅客鉄道	常磐線		○							未指定
茨城県	小水陸前院街道	茨城県日立市小水津町1-47-26地先	日立市	市道817号線	東日本旅客鉄道	常磐線							○	R4.1.21	検討中
茨城県	本郷道	茨城県土浦市荒川沖東三丁目26-1	土浦市	市道I級38号線	東日本旅客鉄道	常磐線				○			○	R6.1.18	検討中
茨城県	惣持	茨城県牛久市田宮二丁目39-1	牛久市	市道453号線	東日本旅客鉄道	常磐線				○					未指定
茨城県	太田	茨城県ひたちなか市高場1342-2	ひたちなか市	佐野地区269号線	東日本旅客鉄道	常磐線						○			未指定
茨城県	云雀	茨城県小美玉市羽鳥字後谷津2036	小美玉市	市道美2級9号	東日本旅客鉄道	常磐線				○				H31.2.8	対策完了
栃木県	羽生田街道	栃木県宇都宮市雀宮5丁目6-6地先	宇都宮市	市道713号線	東日本旅客鉄道	東北線							○	R6.1.18	検討中
栃木県	第二上三山街道	栃木県宇都宮市華源町1923-2地先	栃木県	主要地方道宇都宮結城線	東日本旅客鉄道	東北本線		○							未指定
栃木県	第一六岩	栃木県足利市五十郡町416-6	足利市	市道五十郡町4号線	東日本旅客鉄道	両毛線				○	○			R4.1.21	対策完了
栃木県	宝来社街道	栃木県足利市通2丁目5-2	栃木県	主要地方道足利千代田線	東日本旅客鉄道	両毛線				○	○			H29.1.27	事業中
栃木県	日光線第224号	栃木県栃木市若市町静和宇宮林2364-3	栃木県	一般県道と泉岡々田線	東武鉄道	日光線					○			H29.1.27	対策完了
栃木県	日光線第248号	栃木県栃木市大平町高田1066-5	栃木市	市道1047号線	東武鉄道	日光線				○				H29.1.27	検討中
栃木県	佐野線第41号	栃木県佐野市若松町341番2地先	佐野市	市道1級2号線	東武鉄道	佐野線					○		○		未指定
栃木県	沼和街道	栃木県佐野市若松町341番1地先	佐野市	市道1級2号線	東日本旅客鉄道	両毛線					○		○		未指定
栃木県	竜谷川線第7号	栃木県日光市今市1345-2地先	日光市	市道今1027号線	東武鉄道	鬼怒川線				○				H30.1.19	事業中
栃木県	飯田	栃木県小山市乙女3丁目31-25地先	小山市	市道265号線	東日本旅客鉄道	東北本線		○							未指定
栃木県	太夫坂	栃木県那須塩原市太夫坂3丁目221-6地先	那須塩原市	市道N220号線	東日本旅客鉄道	東北本線					○			R3.4.13	検討中
栃木県	第一上三山街道	栃木県下野市石橋173-4地先	栃木県	一般県道結城石橋線	東日本旅客鉄道	東北線							○	R6.1.18	検討中
群馬県	第二藤原街道	群馬県高崎市新町南町1711	群馬県	主要地方道藤岡大胡線	東日本旅客鉄道	高崎線							○	R6.1.18	検討中
群馬県	塚原	群馬県高崎市飯塚町内1535	高崎市	環状内廻り線	東日本旅客鉄道	上越線		○							未指定
埼玉県	平方街道	埼玉県さいたま市西区指扇2647-3地先	さいたま市	主要地方道さいたま鴻巣線	東日本旅客鉄道	川越線		○							未指定

法指定踏切リスト(例)

法指定踏切の一覧と各カルテの照数はこちら(踏切適安全通行カルテと地域課題踏切カルテ)【更新中】(Excel:60KB) [6](#)

管内 法指定踏切一覧											R7.1未時点	
都道府県	踏切道名 ※個別のカルテは踏切道名をクリック	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	該当する指定に係る基準 (踏切適改良促進法施行規則)				法指定年月日	進捗状況
茨城県	三級1	茨城県常総市	常総市	1062号線	関東鉄道(株)	常総線	第二基準6号 (踏切地盤地がない踏切)	—	—	—	R3.4.13	対策完了
栃木県	太志原	栃木県那須塩原市	那須塩原市	N220号線	東日本旅客鉄道(株)	東北本線	第二基準12号 (地域課題踏切)	—	—	—	R3.4.13	検討中
埼玉県	羽生b22	埼玉県羽生市	羽生市	1200号線	秩父鉄道(株)	秩父本線	第二基準6号 (踏切地盤地がない踏切)	—	—	—	R3.4.13	対策完了
埼玉県	第四寄居街道	埼玉県深谷市	埼玉県	深谷寄居線	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	第二基準11号 (移動車両誘化要対策踏切)	—	—	—	R3.4.13	検討中
埼玉県	第一本庄街道	埼玉県児玉郡栗里町	埼玉県	本庄寄居線	東日本旅客鉄道(株)	八高線	第二基準12号 (地域課題踏切)	—	—	—	R3.4.13	対策完了
千葉県	第一鎌取	千葉県千葉市中央区	千葉市	蘇我町175号線	東日本旅客鉄道(株)	内房線	第二基準5号 (歩道狭小踏切)	—	—	—	R3.4.13	検討中
千葉県	生茂	千葉県千葉市中央区	千葉市	村田町19号線	東日本旅客鉄道(株)	内房線	第二基準12号 (地域課題踏切)	—	—	—	R3.4.13	検討中
千葉県	本沼下	千葉県茂原市	茂原市	1線17号線	東日本旅客鉄道(株)	外房線	第二基準9号 (通学時間帯対策踏切)	—	—	—	R3.4.13	事業中
千葉県	七菜街道	千葉県成田市	成田市	並木町大久保台線	東日本旅客鉄道(株)	成田線	第二基準9号 (通学時間帯対策踏切)	—	—	—	R3.4.13	対策完了
千葉県	古賀新	千葉県成田市	成田市	横町南台線	東日本旅客鉄道(株)	成田線	第二基準9号 (通学時間帯対策踏切)	—	—	—	R3.4.13	検討中
千葉県	倉立	千葉県東金市	東金市	0213号線	東日本旅客鉄道(株)	東金線	第二基準4号 (歩道狭小踏切)	—	—	—	R3.4.13	検討中
千葉県	王塚	千葉県旭市	千葉県	千湯停車場豊畑線	東日本旅客鉄道(株)	総武本線	第二基準4号 (歩道狭小踏切)	—	—	—	R3.4.13	検討中
千葉県	下総田	千葉県市原市	市原市	6035号線	小湊鉄道(株)	小湊鉄道線	第二基準6号 (踏切地盤地がない踏切)	—	—	—	R3.4.13	対策完了
千葉県	鎌ヶ谷古仏1号	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-9-1地先	鎌ヶ谷市	4517号線	新京成電鉄(株)	新京成線	第二基準7号 (踏切支障告知設置がない踏切)	—	—	—	R3.4.13	対策完了
千葉県	第三千倉街道	千葉県南房総市	千葉県	館山千倉線	東日本旅客鉄道(株)	内房線	第二基準12号 (地域課題踏切)	—	—	—	R3.4.13	事業中
千葉県	祖国道	千葉県香取郡神崎町長田1041-2	千葉県	国道356号	東日本旅客鉄道(株)	成田線	第二基準12号 (地域課題踏切)	—	—	—	R3.4.13	事業中

- 緊急に対策の検討が必要な踏切について踏切道安全通行カルテとしてH28年6月から公表
- 踏切道安全通行カルテは1年に1度更新し、や対策の進捗状況や取組成果を『見える化』して踏切対策を促進

所在地・管理者等

位置図・現況写真

踏切の諸元・構造等

カルテ基準や
法指定基準に係る
データ

カルテ基準

法指定の状況

対策の実施状況等

年に1度、下記の情報等を更新

・法指定の状況

・対策実施の状況

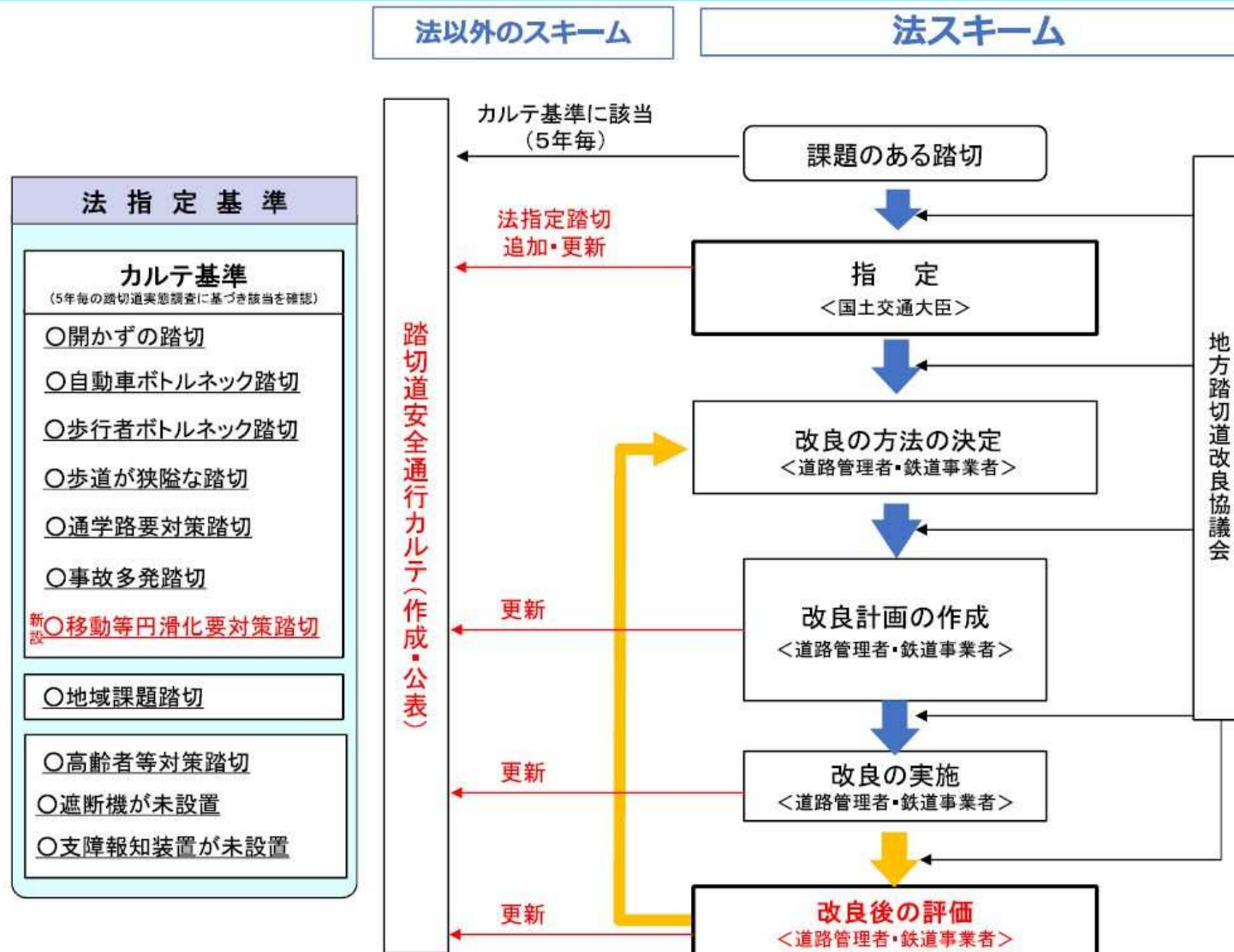
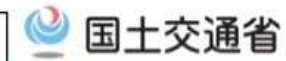
・对策図及び完了写真

グリーンカルテは地域課題踏切

踏切対策の流れ

踏切対策のPDCAサイクルの強化

別添 1



踏切道指定基準(施行規則第二条)

1号:自動車ボトルネック踏切

- ・踏切自動車交通遮断量が5万/日以上

2号:歩行者ボトルネック踏切

- ・自動車交通遮断量と歩行者等交通遮断量の和が5万/日以上
かつ歩行者等交通遮断量が2万/日以上

3号:開かずの踏切

- ・ピーク時遮断時間40分/時以上

4号、5号:歩道狭隘踏切

- ・前後道路に比べ歩道が狭い、もしくは前後道路に歩道があるのに歩道がない踏切のうち、
「踏切道に接続する道路の車道の幅員が5.5m以上のもの」で
「前後道路の歩道と比べて歩道の幅員が1.0m以上狭い」などに該当

6号:踏切遮断機が設置されていないもの

7号:踏切支障報知装置が設置されていないもの

8号:事故多発踏切

- ・直近の5年間に於いて2回以上の踏切事故が発生

9号:通学路要対策踏切

- ・通学路に該当し、通学児童等の通行の安全確保が特に必要なもの

10号:高齢者等対策踏切

- ・付近に福祉施設等があり、高齢者又は障害者の通行の安全確保が特に必要なもの

11号:移動等円滑化要対策踏切

- ・鉄道と特定道路とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化の促進の必要性が特に高いと認められるもの

12号:地域課題踏切

- ・踏切道における交通量、事故の発生状況、その他地域の事情等を考慮して、事故防止又は交通円滑化の必要性が特に高いもの

カルテ踏切

○自動車ボトルネック踏切

○歩行者ボトルネック踏切

○開かずの踏切

○歩道狭隘踏切

- 1) 以下の全てに該当する踏切道
 - ・前後道路の車道幅員が5.5m以上
 - ・前後の歩道に比べ、歩道が1.0m以上狭い踏切
 - ・1日の自動車交通量が1,000台(通学路では500台)以上
 - ・1日の歩行者交通量が100人(通学路では40人)以上
- 2) 以下の全てに該当する踏切道
 - ・前後道路全幅に比べて踏切道内全幅が2.0m以上狭い
 - ・踏切道内全幅が5.5m未満
 - ・前後道路に歩道が設置されている
 - ・自動車及び歩行者交通量の基準については、1)と同様

○事故多発踏切

○通学路要対策踏切

- ・通学路であるものであって通学路交通安全プログラムに位置づけられ、通学児童等の通行の安全確保が特に確保する必要がある踏切

○移動等円滑化要対策踏切

- ・鉄道と特定道路(高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。)とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化の促進の必要性が特に高い踏切

R7年度の法指定状況について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年12月23日
道路局官房参事官（道路交通連携）
都市局街路交通施設課
鉄道局施設課

改良すべき踏切道を102箇所指定しました ～踏切事故の防止及び交通の円滑化を目指して～

踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、全国102箇所の指定を行いました。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、踏切事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切や地域で課題があると認識している踏切などについて、改良すべき踏切道として、**全国102箇所^{※1}（別紙）**の指定を行いました。
- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、**地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。**
- 今回の指定にあわせて、地方公共団体の踏切対策に関する協議をサポートする「踏切協議相談窓口^{※2}」を地方整備局等に設置します。

【参考】国土交通省の踏切道対策はこちらをご確認ください。
(https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html)

※1：過年度に指定された踏切と重複する9箇所を含む

※2：踏切協議相談窓口の設置については、別途、国土交通省HPにおいて公表します。

<問合せ先>

道路局官房参事官（道路交通連携）付 課長補佐 長内
TEL（代表）03-5253-8111（内線37342）、（直通）03-5253-8479
鉄道局施設課 課長補佐 岡本
TEL（代表）03-5253-8111（内線40852）、（直通）03-5253-8554
都市局街路交通施設課 課長補佐 加藤木
TEL（代表）03-5253-8111（内線32852）、（直通）03-5253-8417



踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

No.	踏切道		幹線		道路		該当する指定に係る基準第二条 （踏切道改良促進法施行規則）
	名称	位置	事業名	種別	管理番号	路線名	
1	幕代池	埼玉県武蔵野市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	幕代町	市道	第12号
2	宇治町	宮城県仙台市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	仙台市	市道	第12号
3	十文字西	山形県山形市	東日本旅客鉄道（株）	仙山線	山形市	市道	第3号
4	市道	宮城県仙台市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	仙台市	市道	第3号
5	市道	宮城県仙台市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	仙台市	市道	第3号
6	市道	宮城県仙台市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	仙台市	市道	第3号
7	日光線第24号	栃木県栃木市	東武鉄道（株）	日光線	栃木市	市道	第4号
8	上町線第10号	群馬県群馬市	上毛電気鉄道（株）	上毛線	群馬市	市道	第4号
9	内水島線	群馬県高崎市	上毛電気（株）	上毛線	高崎市	市道	第4号
10	宮内寺	群馬県高崎市	上毛電気（株）	上毛線	高崎市	市道	第4号
11	宮内	群馬県高崎市	上毛電気（株）	上毛線	高崎市	市道	第4号
12	宮内町	群馬県高崎市	上毛電気（株）	上毛線	高崎市	市道	第4号
13	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
14	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
15	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
16	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
17	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
18	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
19	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
20	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
21	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
22	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
23	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
24	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
25	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
26	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
27	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
28	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
29	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
30	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
31	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
32	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
33	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
34	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
35	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
36	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
37	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
38	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
39	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
40	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
41	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
42	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
43	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
44	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
45	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
46	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
47	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
48	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
49	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号
50	宮内町	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道（株）	東北線	高崎市	市道	第4号

No.	踏切道		幹線		支線			路線名	
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名		
50	嵐北一	大阪府堺市西区	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	堺市	市道	石津上線	第12号	-
51	石津1号	大阪府堺市西区	阪堺電気鉄道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	石津川岸車場石津線	第12号	-
52	石津2号	大阪府堺市西区	阪堺電気鉄道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	浜中石津船場1号線	第12号	-
53	中百舌鳥1号	大阪府堺市北区	南海電気鉄道(株)	南海線	堺市	市道	中百舌鳥宮内島根1号線	第12号	-
54	中百2号	大阪府伏見市	京阪電気鉄道(株)	交野線	伏見市	市道	藤野寺日線	第10号	-
55	黒ヶ丘1号	大阪府伏見市	京阪電気鉄道(株)	交野線	伏見市	市道	(市)豊後道線	第10号	-
56	黒ヶ丘2号	大阪府伏見市	京阪電気鉄道(株)	交野線	大阪府	市道	行野第24号線	第10号	-
57	黒ヶ丘3号	大阪府伏見市	京阪電気鉄道(株)	交野線	大阪府	市道	伏方大和郡山線	第10号	-
58	行野2号	大阪府伏見市	京阪電気鉄道(株)	交野線	伏見市	市道	行野西第14号線	第10号	-
59	河内島野2号	大阪府河内島野市	南海電気鉄道(株)	南海線	河内島野市	市道	津町番多線	第10号	-
60	黒鷲第1号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	羽曳野市	市道	島島50号線	第10号	-
61	黒鷲第2号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	羽曳野市	市道	御陵道1号線	第10号	-
62	行野4号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	鶴津4号線	第10号	-
63	鶴津下平	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	大阪府	市道	伏方交野豊田川線	第10号	-
64	鶴津4号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私野寺日線	第10号	-
65	交野2号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私野青山線	第10号	-
66	交野3号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私野13号線	第10号	-
67	黒野街道	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私野番治線	第10号	-
68	河内島	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私野寺日(埋没軌)	第10号	-
69	河内島2号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私野4号線	第10号	-
70	黒崎4号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	阪南市	市道	西島取14号線	第10号	-
71	青見ノ原2号	大阪府泉南郡田尻町	南海電気鉄道(株)	南海本線	田尻町	町道	黒野村の町線	第10号	-
72	六甲道	兵庫県神戸市灘区	阪急電気(株)	神戸線	神戸市	市道	神戸六甲線	第10号	-
73	青島口第1	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	青島線	神戸市	市道	有野町合併第244号線	第7号	-
74	協平	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	三田線	神戸市	市道	城山線	第7号	-
75	北堀内	兵庫県神戸市西区	神戸電鉄(株)	粟生線	神戸市	市道	神野谷村37号線	第7号	-
76	堀口第1	兵庫県姫路市	阪急電気(株)	神戸線	姫路市	市道	橋4号の1第205番線	第10号	-
77	大瀬川第1	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	緑が丘駅前線	第7号	-
78	佐百甲	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	東百田広町線	第7号	-
79	七瀬中	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	兵庫県	市道	志希土山線	第7号	-
80	道の土	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	早田西線	第7号	-
81	土井堀内	兵庫県小野市	神戸電鉄(株)	粟生線	小野市	市道	4307号線	第7号	-
82	藤島原	兵庫県三田市	神戸電鉄(株)	三田線	三田市	市道	寺ノ坪線下線	第7号	-
83	鶴山第7号	奈良県大和郡田市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	奈良県	市道	河合大和黒田線	第10号	-
84	黒鷲第3号	奈良県磯原市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	磯原市	市道	北砂法寺町1号線	第10号	-
85	姫ノ口第3号	奈良県磯原市	近畿日本鉄道(株)	磯原線	磯原市	市道	上品寺町・八木町線	第12号	-
86	大塚	奈良県桜井市	西日本旅客鉄道(株)	桜井線	桜井市	市道	橘坂道2号線	第12号	-
87	黒鹿第3号	奈良県香芝市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	香芝市	市道	4-42号線	第12号	-
88	ファミリー公園前第3号	奈良県磯城郡田川町	近畿日本鉄道(株)	磯原線	奈良県	市道	天瀬王寺線	第12号	-
89	八幡町3号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	和太線	和歌山市	市道	西船36号線	第7号	-
90	八幡町4号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	和太線	和歌山市	市道	西船35号線	第7号	-
91	下	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	高松市	市道	下向田2号線	第10号	-
92	病院	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	高松市	市道	七間橋井田川線	第10号	-
93	黒土原	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	高松線	高松市	市道	黒土原生澤車庫線	第10号	-
94	黒土	香川県三豊市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	三豊市	市道	黒土線	第10号	-
95	黒土第2	香川県高松市	四国旅客鉄道(株)	土讃線	香川県	市道	黒土第2号線	第10号	-
96	大谷第1	愛媛県松山市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	松山市	市道	黒江41号線	第10号	-
97	緑市	愛媛県田舎中央市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	田舎中央市	市道	五反地中上線	第10号	-
98	黒石第1	愛媛県田舎中央市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	田舎中央市	市道	中村大塚線	第10号	-
99	日出茶	佐賀県唐津市	九州旅客鉄道(株)	唐津線	唐津市	市道	山本宮ノ前線	第12号	-
100	小江第1	長崎県唐津市	(一社)佐賀・長崎鉄道管理センタ	長崎線	唐津市	市道	下久保線	第12号	-

No.	踏切道		幹線		道路			踏切する指定に係る基準第二条 (踏切道改良促進法施行規則)	
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名		
101	黒田川	熊本県五木市	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	五木市	市道	六栄線	第12号	-
102	黒町	熊本県荒尾市黒町	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	黒町	町道	黒道合志線	第12号	-

参考情報

踏切対策の推進 HP（国土交通省）

踏切道対策の概要、用語等については国土交通省 踏切道対策HPをご参照ください。

[踏切対策の推進 HP（国土交通省）](#) [\[外部サイト\]](#) ^[?]

報道発表資料（国土交通省）

[改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について第一弾指定を行いました。](#) [\[外部サイト\]](#) ^[?]

[改良すべき踏切道63箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます。](#) [\[外部サイト\]](#) ^[?]

[改良すべき踏切道85箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます。](#) [\[外部サイト\]](#) ^[?]

[改良すべき踏切道408箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます。](#) [\[外部サイト\]](#) ^[?]

[改良すべき踏切道117箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます](#) [\[外部サイト\]](#) ^[?]

[改良すべき踏切道102箇所を新たに指定し、踏切道対策を進めます](#) [\[外部サイト\]](#) ^[?]

URL：

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index00000027.html>

【R7年度】法指定箇所(関東地整)

計 24箇所

● 道路局案件 9件

宗道	茨城県下妻市	関東鉄道(株)	常総線	下妻市	市道	7256	第6号	-
原宿	茨城県常総市	関東鉄道(株)	常総線	常総市	市道	東223	第6号	-
抽ヶ台	茨城県常陸大宮市	東日本旅客鉄道(株)	水郡線	常陸大宮市	市道	2-5号線	第12号	-
日光線第248号	栃木県栃木市	東武鉄道(株)	日光線	栃木市	市道	1047号線	第4号	-
上毛線第60号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道(株)	上毛線	前橋市	市道	21-5194号線	第6号	-
汚水処理場	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	1287号線	第6号	-
宝性寺	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	1502号線	第6号	-
武井	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	吉井-4127号線	第6号	-
吉井東横内	群馬県高崎市	上信電鉄(株)	上信線	高崎市	市道	吉井-5284号線	第6号	-
広沢道	群馬県みどり市	東日本旅客鉄道(株)	両毛線	みどり市	市道	1級3号線	第12号	-
野田線第5号	埼玉県さいたま市大宮区	東武鉄道(株)	野田線	さいたま市	市道	10348号線	第12号	-
飯能第2号	埼玉県飯能市	西武鉄道(株)	池袋線	飯能市	市道	1-1-1号線	第10号	-
野田線第148号	千葉県野田市	東武鉄道(株)	野田線	野田市	市道	22348号線	第9号	-
柳町	千葉県袖ヶ浦市	東日本旅客鉄道(株)	内房線	袖ヶ浦市	市道	奈良崎高須新田線	第5号	-
高田馬場第5号	東京都新宿区	西武鉄道(株)	新宿線	新宿区	区道	23-221	第10号	-
東松原4号	東京都世田谷区	京王電鉄(株)	井の頭線	世田谷区	区道	21-B005号線	第10号	-
東松原5号	東京都世田谷区	京王電鉄(株)	井の頭線	世田谷区	区道	21-C402号線	第10号	-
九品仏2号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-C177号線	第12号	-
九品仏3号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-B002号線	第12号	-
九品仏4号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-C203号線	第12号	-
保谷第8号	東京都西東京市	西武鉄道(株)	池袋線	西東京市	市道	207号線	第10号	-
生見尾(電)	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	生麦第108号線	第2号	第3号
生見尾(旅)	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	生麦第108号線	第12号	-
小原	神奈川県相模原市中央区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	相模原市	市道	宮上横山	第1号	-

踏切道内誘導表示の設置状況について

道路の移動円滑化に関するガイドライン改定【記者発表資料】

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

別紙2

令和6年1月15日

道路局企画課

道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定しました
～踏切道での安全対策～

国土交通省では、踏切道での安全対策のため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定しました。

一昨年4月、奈良県内において視覚に障害のある方が踏切内で列車に接触してお亡くなりになる痛ましい事故を受け、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を同年6月に改定し、踏切道での安全対策を盛り込みました。

その後、昨年9月～10月に踏切道での視覚障害者誘導方法に関する実験を実施するとともに、視覚障害者団体、学識経験者等で構成する「踏切道等における視覚障害者誘導対策WG」等での議論を踏まえ、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定しましたのでお知らせします。

主な改定内容

1. 踏切道内へ踏切道内誘導表示を設けることを標準的な整備内容に位置づけ
2. 踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定
3. 歩行者通行空間の確保及び路面等の整備を望ましい整備内容に位置づけ
4. 実証実験結果の紹介
5. 歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策等をコラムに記載

(添付資料)

- ・改定の概要
- ・改定の箇所

別紙1

別紙2

なお、改定後のガイドラインの全体版は下記のURLで公表しています。

【道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和6年1月）】

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/ki jun/pdf/all.pdf>

<問い合わせ先>

道路局 企画課 大西、福島

代表：03-5253-8111（内線 37562, 37554） 直通：03-5253-8485

道路の移動等円滑化に関する ガイドライン

令和6年1月

国土交通省道路局

道路の移動円滑化ガイドラインの改定内容について

別紙 1

令和5年9・10月に実施した踏切道上の実証実験を踏まえ、踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法や構造を規定する等、道路の移動等円滑化ガイドラインの改定を行う。

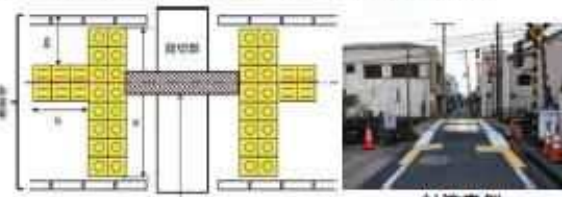
現行のガイドラインでの記載内容概要

第7章② 視覚障害者誘導用ブロック

➤ 踏切道での視覚障害者の誘導について整備内容を規定

・踏切道内には、「表面に凹凸のついた誘導表示等」(歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式とする)を設けることが望ましい。(望ましい整備内容)

➤ 誘導用ブロック等の設置図や事例を掲載



踏切道内誘導表示の構造 整備イメージ

・「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造は別途検討する。

第1章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等

➤ コラム

・踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介



レールフランジの緩衝材 ブロックによる歩車道分離

改定したガイドラインでの記載内容概要

第7章⑥ 踏切道 (項目を新設し、踏切道関係の記載を集約)

➤ 踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造を規定【視覚障害者誘導用ブロック・踏切道内誘導表示の設置】

➤ 踏切道内には、踏切道内誘導表示を設ける。(標準的な整備内容)

➤ 踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定。(右図参照)

※歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策についてもコラムへ掲載。

【歩行者通行空間の確保及び路面等】

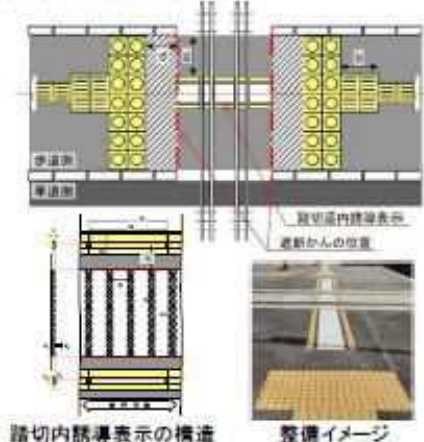
・視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面はゴムチップ舗装とすることが望ましい。

・踏切道内のカラー舗装及び車道外側線の設置等が望ましい。

・車両への注意喚起看板等の設置が望ましい。

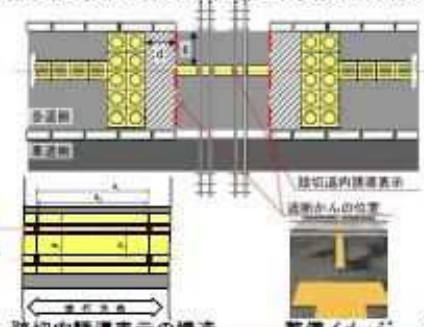
(望ましい整備内容)

①標準的な設置方法等



踏切道内誘導表示の構造 整備イメージ

②幅員が狭い場合の標準的な設置方法等



踏切道内誘導表示の構造 整備イメージ

【実験結果概要】

・令和5年9月21日、10月3-5,12日に実施した評価実験を紹介

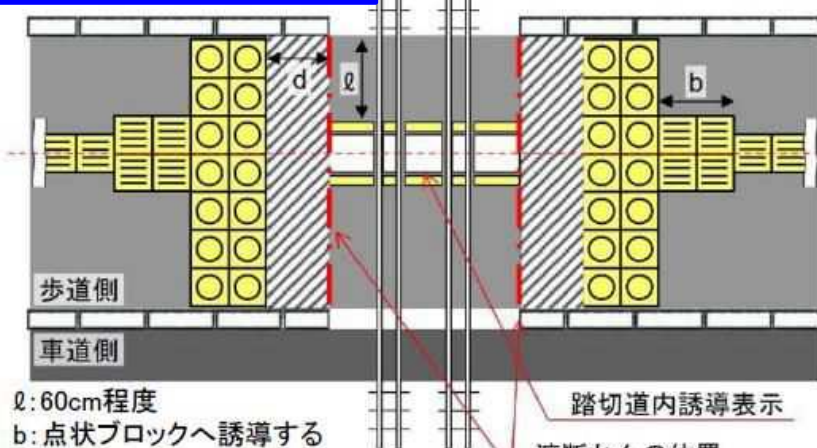
➤ コラム

・音に関する実証実験結果の紹介

・踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介 等

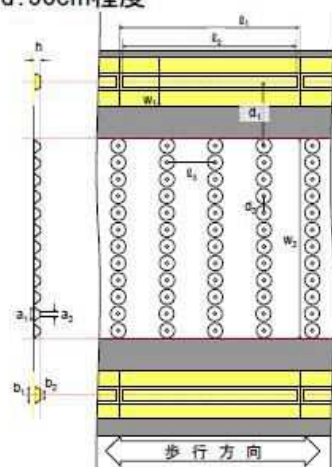
踏切道内には、踏切道内誘導表示を設けることを標準とする。踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造について①を標準、歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い踏切道では(車椅子使用者が踏切道内誘導表示を回避困難な場合)②を標準とする。

①標準的な設置方法等



$\varnothing$: 60cm程度
b: 点状ブロックへ誘導するために必要な長さ
d: 50cm程度

記号	項目	寸法(mm)
w_1	着色範囲(黄色)	75
w_2	着色範囲(白)	320
d_1	線状突起と最外列の点状突起の中心間距離	100
h	突起の高さ	5

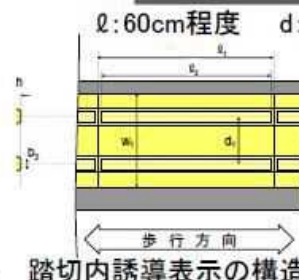
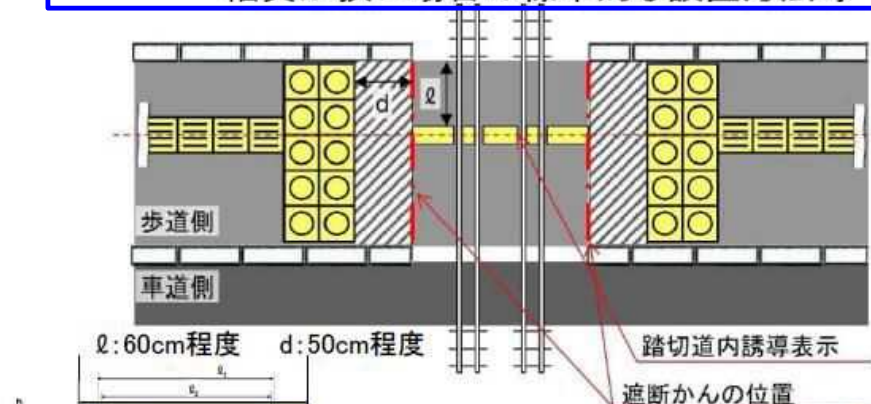


踏切内誘導表示の構造



整備イメージ

②歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い場合の標準的な設置方法等



踏切内誘導表示の構造

記号	項目	寸法(mm)
w_1	着色範囲(黄色)	150以上
d_1	線状突起の中心間距離	75
h	突起の高さ	5



整備イメージ

【設置にあたっての注意点概要(①②共通)】

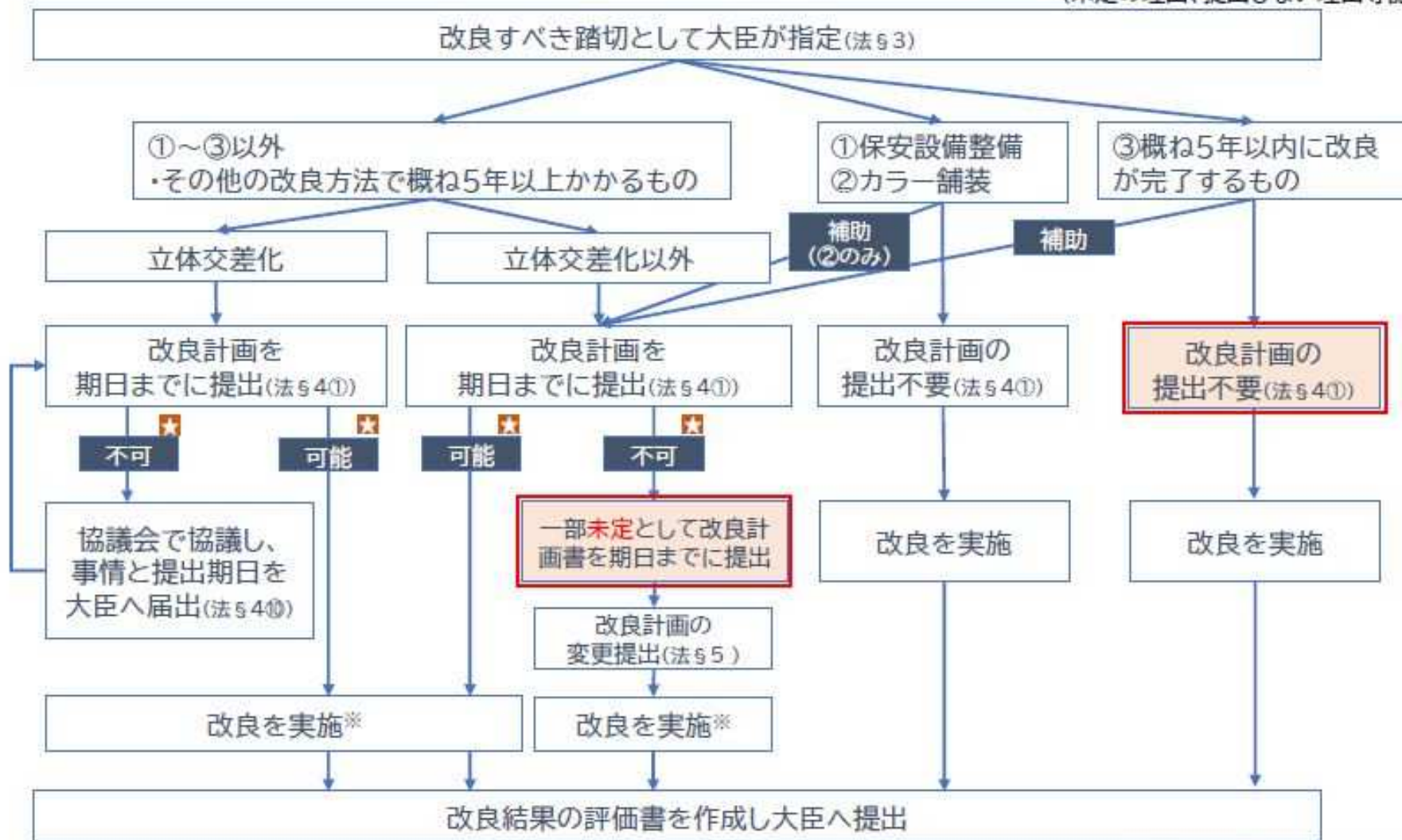
- ・歩道等及び自転車歩行者専用道路等の単路部から連続的に線状ブロックを設置し、踏切道手前部の点状ブロックへ適切に誘導する
- ・点状ブロックは歩道等又は自転車歩行者専用道路等の全幅に設置する
- ・線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が直線的に一致するように設置する
- ・踏切内誘導表示と点状ブロックの間は50cm程度の離隔をとる
- ・踏切内誘導表示は建築限界を確認の上設置する

踏切道改良計画の期限到達について

法指定されてから改良結果の評価を提出するまでのフロー

○踏切法第3条指定後のフロー

- ★ カルテに提出日を記載
- カルテに進捗を反映し見える化
(未定の理由、提出しない理由等記載)



※必要に応じて改良計画変更提出

改良計画書の詳細が未定の場合の記載方法

○改良計画書及びカルテの記載内容

■改良計画書

・踏切誘導表示で協議が理由の場合
事業費・工期を未定で提出することは不可

改良計画書の概要	改良の方法 (特定改良)	工事の概要 (対策内容等)	事業主体	事業費 (百万円)				工期 (年度)		踏切道の改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業 (道路協力団体等の取り組みも含む)				
				総額	内訳			工事着手 予定 (令和)	工事完了 予定 (令和)	事業の内容	事業主体	事業費 (百万円)	事業期間 (年度)	
					工事費	用地費補償費	その他						事業着手 予定 (令和)	事業完了 予定 (令和)
改良計画書の概要	構造の改良	歩道の設置	〇〇市	未定	未定	未定	未定	未定	未定					
	改良の方法、工事の概要、事業主体は必ず記載													
	工事の概要 (改良の具体的な内容)	〇〇を理由に、事業費・事業期間等が未定の為、令和〇年度を目途に、改良計画書を変更して提出予定												
当該踏切道の近傍に立地する他の踏切道に関する事項														

■踏切カルテ

対策図・完了写真 (完了写真)	対策実施の状況				令和〇年〇月時点
	進捗	協議会の設置状況	改良計画書の作成年度	事業化年度	工事着手年度
			(提出期限) R8.3.31		
対策内容					提出期限を明記
改良計画書に記載した内容をカルテに反映し見える化					
■事業費・事業期間等の改良方法の詳細を未定で提出する場合 〇〇を理由に、事業費・事業期間等が未定の為、令和〇年度を目途に、改良計画書を変更して提出予定					
■5年以内に完了する為、改良計画書を提出しない場合 令和〇年〇月までに改良が完了する予定の為、改良計画書を提出しない					

地方踏切道改良協議会

地方踏切道改良協議会について

目的・概要

○踏切道の対策を進めていくには、地域の実情に応じて、多様な関係者が緊密に連携して取り組むことがより一層重要。

○踏切道改良促進法に基づき、鉄道事業者及び道路管理者が、地方運輸局、地方整備局、都道府県知事、市町村長などの関係者を構成員として、踏切道の改良の促進に関し必要な協議を行うための組織

構成員

- ・地方整備局長
- ・地方運輸局長
- ・鉄道事業者
- ・道路管理者
- ・都道府県知事
- ・地域の関係者 等

主な協議内容

- ・踏切道の改良計画の作成、実施に関すること。
- ・踏切道の災害時管理方法の作成、実施に関すること。
- ・踏切道の指定に向けた必要な協議。
- ・その他の踏切道の改良の促進に関し必要な協議。

等

踏切道改良協議会合同会議

- ・協議会は、踏切道ごとに設置することを基本とするが、
- ・都道府県単位や特定の鉄道会社の路線単位等、一定エリアにおける複数の踏切道をまとめて、
- ・線的・面的に一体的な協議を行うことも可能

〇〇県 踏切道改良協議会 合同会議イメージ

〇〇踏切

△△踏切

....

カルテ踏切
(未指定)

□□踏切

...

地域課題踏切
(未指定)

◎◎踏切

...

災害時踏切
(未指定)

◆◆踏切

...

改良指定踏切

●●踏切

...

災害時指定踏切

踏切道改良検討会

- ・未指定のカルテ踏切等の法指定に向けた具体的な検討を行うため、合同会議の下部組織として踏切道改良検討会の設置が可能。

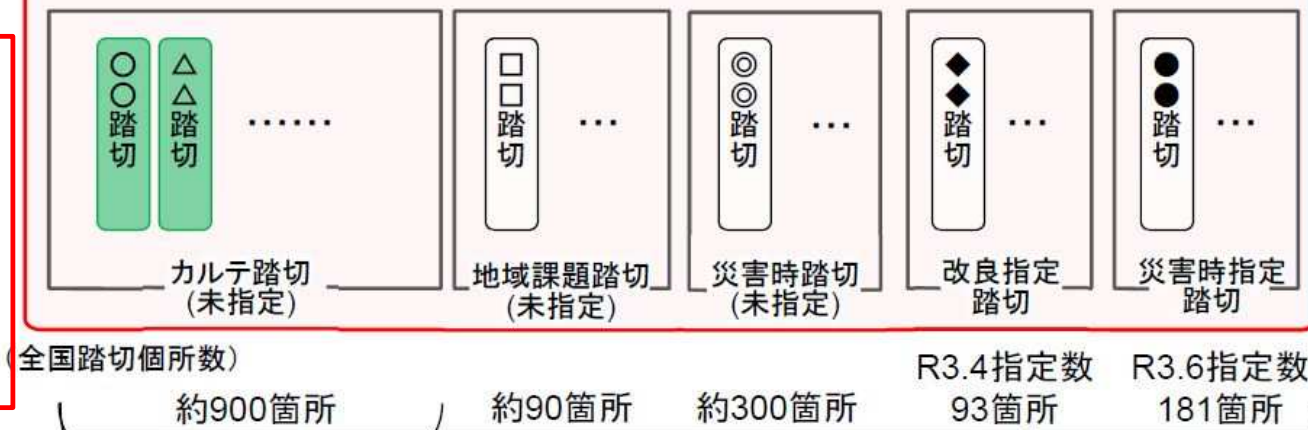
踏切道改良協議会の体制

合同会議

(趣旨)

- ・未指定のカルテ踏切や地域課題踏切の法指定に向けた進捗管理
- ・法指定後の改良計画の作成及び実施、災害時管理方法の作成に関し必要な協議
- ・評価に当たっての意見聴取
- ・踏切に係る情報提供 など

〇〇県 踏切道改良協議会 合同会議



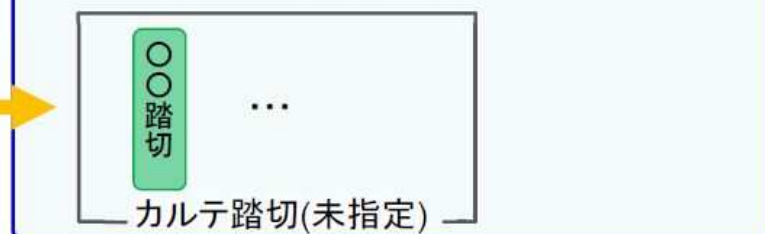
改良検討会

(趣旨)

- ・未指定のカルテ踏切の法指定に向けた具体的検討 など

評価について合同会議の議題案件(R7年度)

〇〇県△△地域 踏切道改良検討会



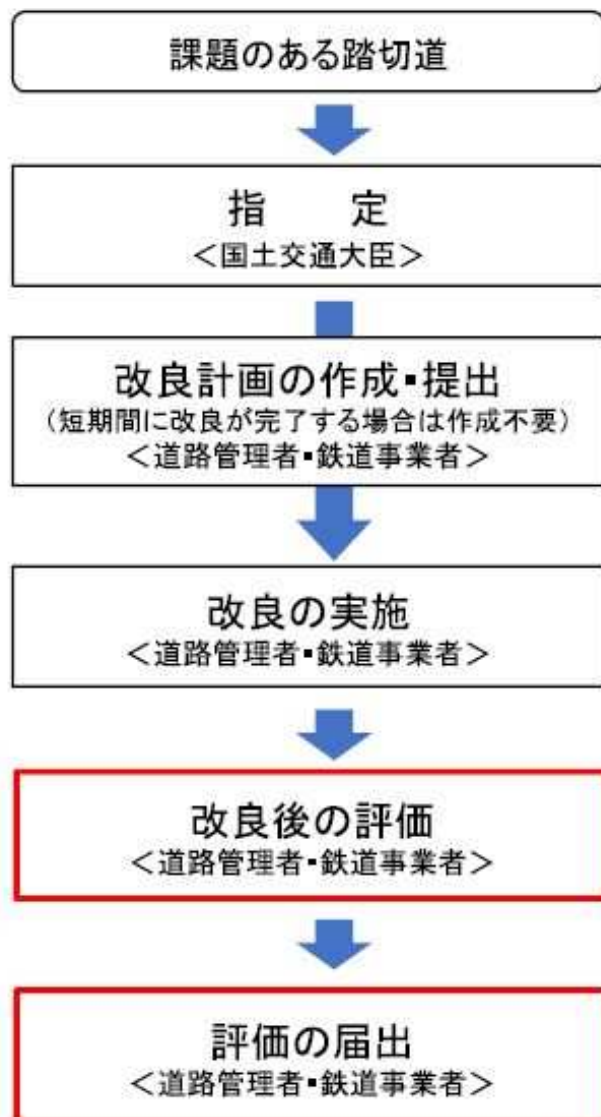
〇〇県□□地域 踏切道改良検討会



・個別協議を要する指定踏切道は、適宜、地方踏切道改良協議会で議論可能

※地域課題踏切(未指定)及び災害時踏切(未指定)についても地域の意見を踏まえ、改良検討会で議論可能

踏切道の改良後の評価制度の創設



【改良後の評価】

(法第12条第1項、施行規則第12条第1項参照)

- ・改良の完了後、自ら評価を遅滞なく実施すること。
- ・評価は改良後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の調査及び分析を行うとともに、指定に係る基準に該当するかどうかを明らかにすること。

【評価の届出】

(法第12条第2項、施行規則第12条第2項参照)

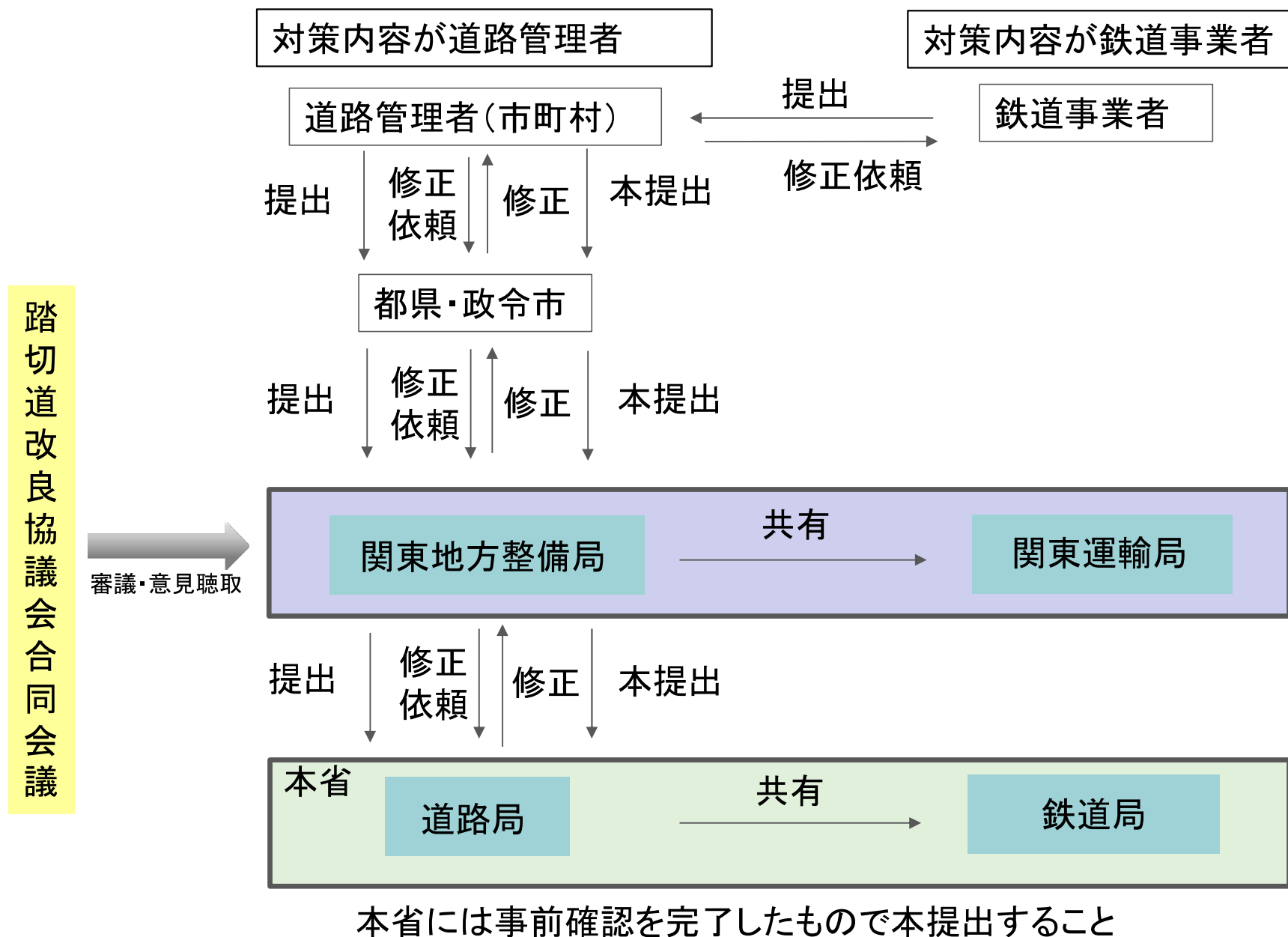
- ・次に掲げる事項を記載の上、評価の結果を国土交通大臣に提出すること。
 - ① 踏切道の名称
 - ② 踏切道の位置並びに鉄道の線区名及び道路の路線名
 - ③ 改良の方法(当該踏切道の改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業を含む)
 - ④ 改良を実施した期間
 - ⑤ 安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の評価の結果
 - ⑥ 安全かつ円滑な交通の確保に関する状況に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

勸告

(法17条第3項抜粋)

- ・完了後もなお指定に係る基準に該当する踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるとき

評価様式の確認・提出ルート



評価制度のポイント

- 評価手法は公共事業の事後評価手法等に準拠し、踏切改良後の交通量等の状況の変化要因等を調査・分析するとともに、指定基準の該当について確認。
- 必要に応じて、地方協議会を活用し、地域課題踏切等の評価について事業者以外の意見を聴取。

評価の実施時期

- 改良の完了後、遅滞なく
→構造改良等（道路側対策）の竣工、保安設備（鉄道側対策）の設置の後、概ね1年以内（ただし、事故多発踏切については、1年以内に暫定的な評価を実施し、5年後に再度評価を実施）

評価手法

- 交通量、事故発生状況、その他安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の調査および分析
→評価手法は、公共事業の事後評価手法・項目（効果の発現状況、改善措置の必要性等）に準拠
- 指定基準の該当の確認
→協議会を活用し、地域課題踏切等の評価について必要に応じて事業者以外の意見を聴取し、評価に反映。

評価単位

- 指定踏切道毎（ただし、連続立体交差事業は複数の踏切道を纏めて評価することも可能）

その他

- 評価結果は踏切カルテに記載し、公表

道路側対策（立体交差化・構造改良等）
鉄道側対策（保安設備）

法 指 定 基 準

カルテ基準

（5年毎の踏切実態調査に基づき該当を確認）

- 開かずの踏切
- 自動車ボトルネック踏切
- 歩行者ボトルネック踏切
- 歩道狭隘踏切
- 通学路要対策踏切
- 事故多発踏切
- 移動等円滑化要対策踏切

- 地域課題踏切

- 高齢者等対策踏切
- 遮断機が未設置
- 支障報知装置が未設置

対策完了後の評価結果

(参考)

踏切道の評価結果

実施年月日		評価年月日		実施主体			
踏切道情報	踏切道番号						
	踏切道名称						
	踏切道の名称						
	位置						
	踏切道の種別						
	道路の種別						
踏切道の改良の状況	改良方法	改良の経緯	経費(円) 又は経費率(%)	効果 (優・良・可・劣)	期間 着手 完了	実施主体	改良の具体的な内容
備考							
踏切道の改良の状況	踏切道改良計画		改良前	改良後	踏切道改良計画		改良後
	第一号	踏切道の改良計画 (内・外・中)			第八号	改良前	
	第二号	踏切道の改良計画 (内・外・中)			第九号	改良後	
	第三号	踏切道の改良計画 (内・外・中)			第十号		
	第四号	踏切道の改良計画 (内・外・中)			第十一号		
	第五号	踏切道の改良計画 (内・外・中)			第十二号		
	第六号	踏切道の改良計画 (内・外・中)					
	第七号	踏切道の改良計画 (内・外・中)					
	第八号	踏切道の改良計画 (内・外・中)					
	第九号	踏切道の改良計画 (内・外・中)					
	第十号	踏切道の改良計画 (内・外・中)					
	踏切道の改良の状況	踏切道の改良の状況					
踏切道の改良の状況							
踏切道の改良の状況							
踏切道の改良の状況							
踏切道の改良の状況							

①定量的評価

法に基づく踏切道改良基準が、定量的に調査・算出ができるものである場合、データを調査・算出し評価を行うものとする。

②定性的評価

保安設備の整備による改良や地域の課題の実情を考慮し改良を実施するもののよう、定性的な判断が必要なものは、定性的に評価することができることとする。なお、地域の課題や実情を考慮し改良を実施するものについては、原則として、関係者等への聞き取りを行い、評価を行うものとする。

◆評価の結果（公表）

評価の結果については「踏切道安全通行カルテ」において結果を公表する。

最後に

○踏切協議相談窓口について

※県に相談のうえ必要があれば活用してください。

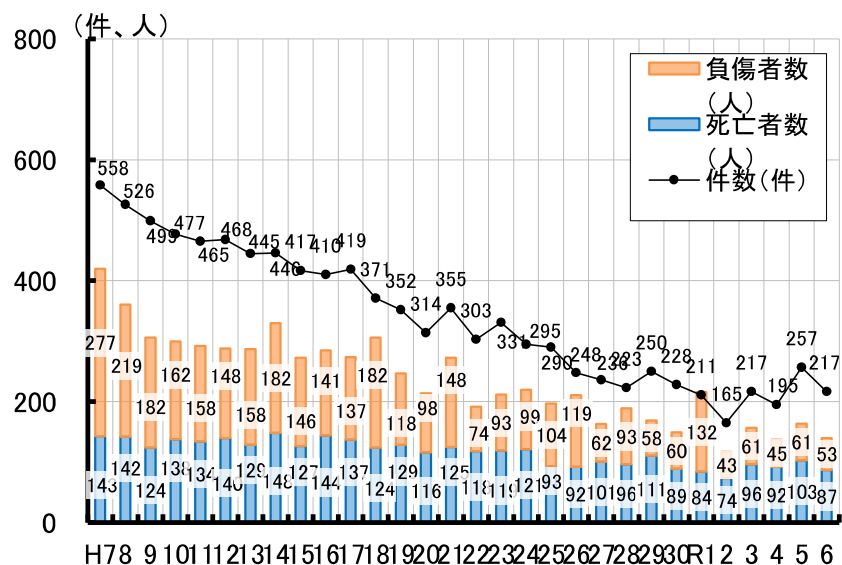
地方整備局名	窓口	メールアドレス
北海道開発局	建設部 地方整備課	hkd-ky-tihouseibika-fumikiri@gxb.mlit.go.jp
東北地方整備局	道路部 地域道路課	thr-82chiikidoro@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	道路部 地域道路課	ktr-chiikidouro@ki.mlit.go.jp
北陸地方整備局	道路部 地域道路課	chiiki-douro@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	道路部 地域道路課	cbr-chikird@mlit.go.jp
近畿地方整備局	道路部 地域道路課	kkr-chidou-r8602@mlit.go.jp
中国地方整備局	道路部 地域道路課	chiikidouro@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	道路部 地域道路課	skr-chikidoro@mlit.go.jp
九州地方整備局	道路部 地域道路課	qsr-douro-fumikiri@gxb.mlit.go.jp

踏切道の現状について

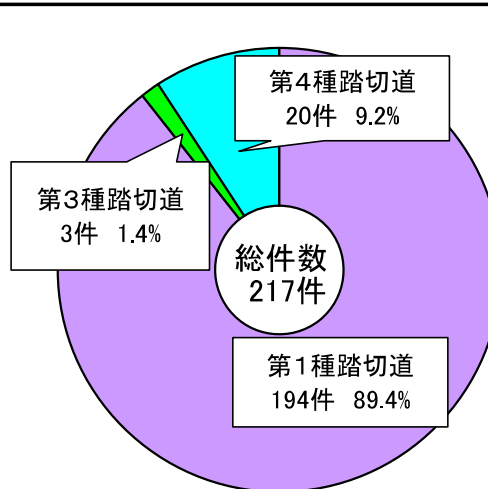
北陸信越運輸局
令和8年3月

令和6年度 踏切事故の発生状況

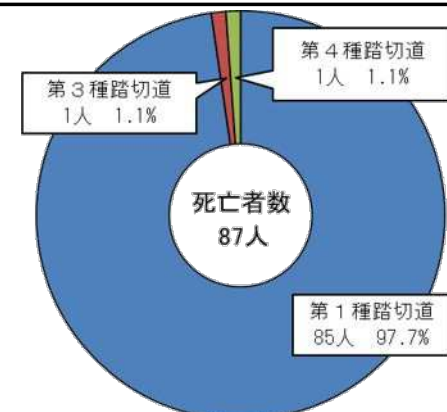
- ・踏切事故の件数は、長期的に減少傾向にあるが、令和6年度は、217件(対前年度比40件減)であった。
- ・内訳は、第1種踏切道194件(対前年度比35件減)、第3種踏切道3件(同1件増)、第4種踏切道20件(同6件減)であり、第1種踏切道における事故が9割近くを占める。
- ・踏切事故による死傷者数は140人(対前年度比24人減)、うち死亡者数は87人(同16人減)であり、共に昨年度より減少した。
- ・事故原因については、直前横断等の通行者に起因する事故がほとんどであることから、通行者の意識に働きかける対策が必要である。



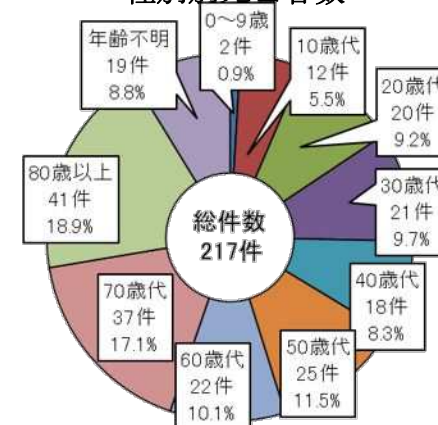
踏切事故の件数及び死傷者数の推移



踏切種別毎の件数



種別別死亡者数



年齢別の事故件数

- ・踏切道1箇所あたりの踏切事故発生件数は第4種踏切道が第1種踏切道の約1.3倍であった。
- ・高齢者(65歳以上)の踏切事故件数は86件(対前年度比3件減)であった。

踏切道数の推移

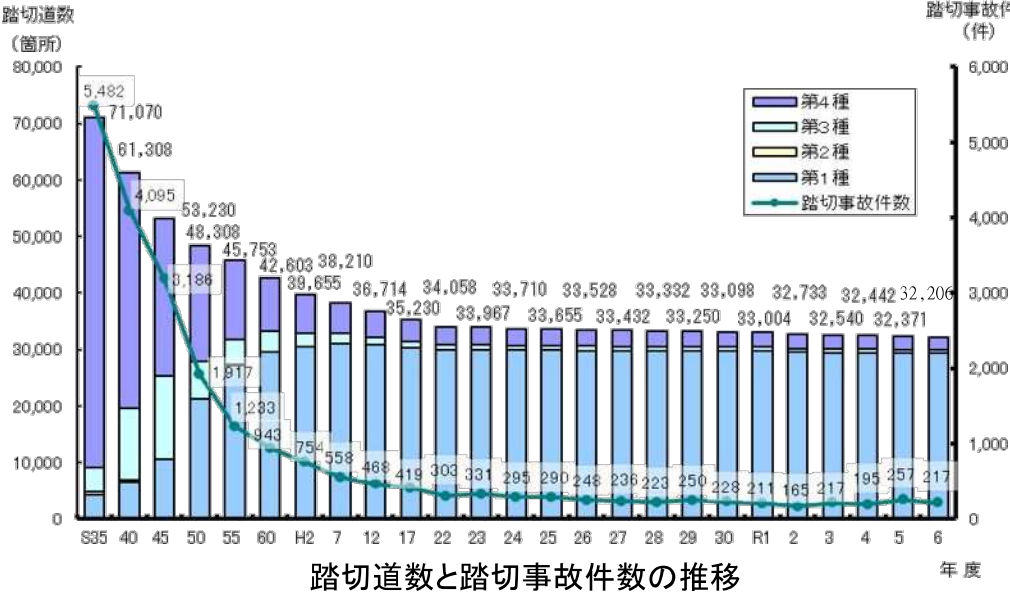
- ・令和6年度末現在踏切数は、32,206であり、対前年度比165減であった。
- ・内訳は、第1種踏切道65減、第3種踏切道15減、第4種踏切道85減であった。
- ・1種化の件数が年々減少している。

○ 踏切道数の推移 ※括弧内は減少数

年 度	第 1 種	第 3 種	第 4 種	合 計
令和2年度	29,567 (▲150)	639 (▲45)	2,527 (▲76)	32,733
令和3年度	29,473 (▲94)	612 (▲27)	2,455 (▲72)	32,540
令和4年度	29,442 (▲31)	592 (▲20)	2,408 (▲47)	32,442
令和5年度	29,422 (▲20)	582 (▲10)	2,367 (▲41)	32,371
令和6年度	29,357 (▲65)	567 (▲15)	2,282 (▲85)	32,206

○ 1種化の推移

年 度	1 種 化
令和2年度	31
令和3年度	31
令和4年度	17
令和5年度	19
令和6年度	14



都道府県別の踏切数(令和6年度末現在)

■ 全国47都道府県別の踏切数

* 兼掌踏切(複数の事業者の鉄道線路をまたぐ踏切道)は1箇所として計上

都道府県	踏切数	(踏切種別)		
		第1種	第3種	第4種
北海道	1,412	1,296	42	74
青森県	530	467	16	47
岩手県	519	454	14	51
宮城県	437	401	13	23
秋田県	550	489	16	45
山形県	441	403	20	18
福島県	807	677	34	96
茨城県	669	600	0	69
栃木県	690	652	6	32
群馬県	690	629	0	61
埼玉県	1,114	1,025	0	89
千葉県	1,278	1,188	6	84
東京都	1,037	1,012	4	21
神奈川県	825	791	9	25
新潟県	860	792	25	43
富山県	546	484	4	58
石川県	306	298	4	4
福井県	438	367	14	57
山梨県	268	231	0	37
長野県	1,081	927	44	110
岐阜県	971	828	36	107
静岡県	767	695	4	68
愛知県	1,280	1,226	17	37
三重県	1,203	1,149	12	42

都道府県	踏切数	(踏切種別)		
		第1種	第3種	第4種
滋賀県	447	406	6	35
京都府	682	652	14	16
大阪府	764	753	10	1
兵庫県	1,212	1,162	0	50
奈良県	619	612	6	1
和歌山県	532	513	7	12
鳥取県	376	351	9	16
島根県	456	381	14	61
岡山県	811	718	19	74
広島県	916	811	16	89
山口県	887	730	13	144
徳島県	352	325	3	24
香川県	627	574	1	52
愛媛県	724	650	7	67
高知県	190	156	5	29
福岡県	1,347	1,277	14	56
佐賀県	365	310	12	43
長崎県	403	344	11	48
熊本県	560	485	22	53
大分県	394	359	13	22
宮崎県	406	349	7	50
鹿児島県	417	358	18	41
沖縄県	0	0	0	0
合計	32,206	29,357	567	2,282

第4種 踏切道対策（1）第4種踏切道数の推移

国土交通省としては、遮断機も警報機も設置されていない第4種踏切道は、安全性の向上が重要な課題であると認識しており、これまで、

- ・第4種踏切道の統廃合の促進、
- ・遮断機・警報機の整備の支援による第1種踏切道化の促進

などの取組を、道路管理者、地方自治体及び鉄道事業者などの関係者とともに進めてきている。

こうした取組により、第4種踏切道数は年々減少し、年間約60箇所減少している。

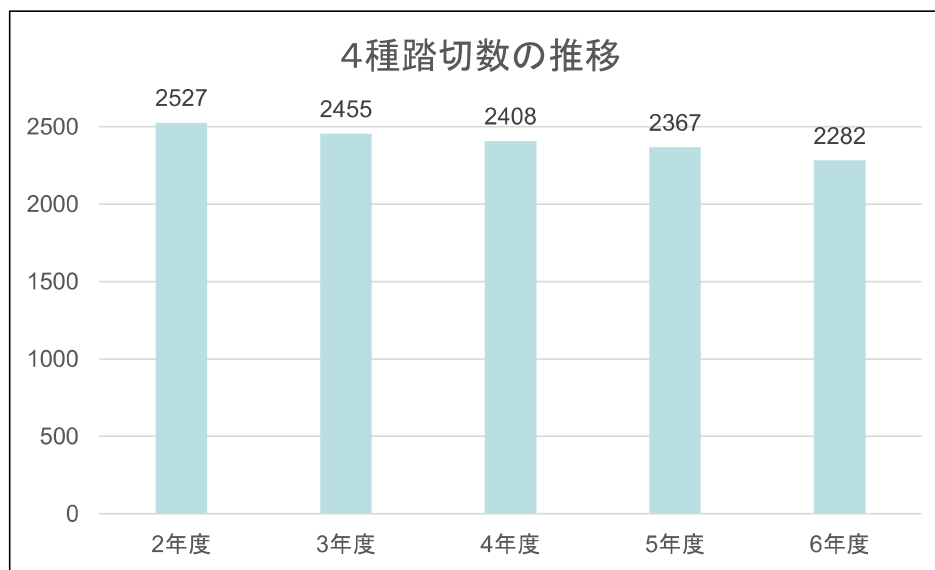


しかし、地元との協議が難航するなど、廃止及び1種化ができない踏切道が多数残っている。



廃止、1種化に向けて、引き続き協議を進めていただきたい。

第4種踏切道数の推移

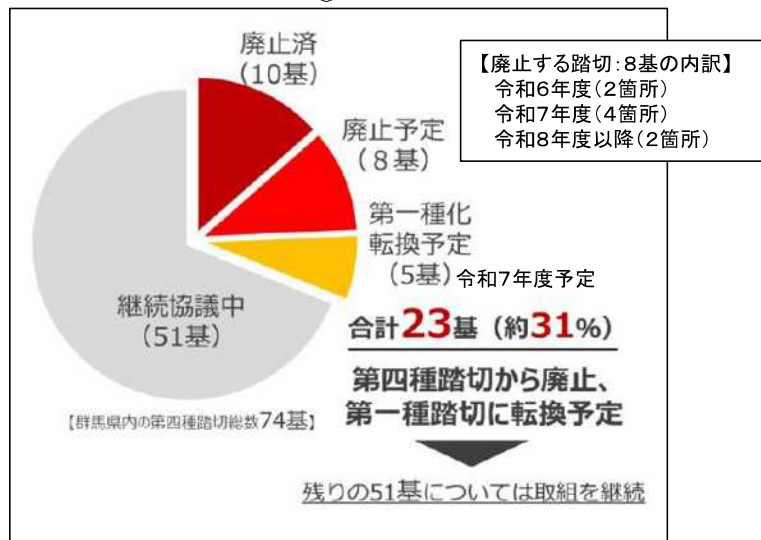


第4種 踏切道対策（2）群馬県の対策について

事故発生（令和6年4月6日）

関東運輸局、鉄道事業者、群馬県などの関係自治体、関東地方整備局等からなる「群馬県 踏切道改良協議会」を急遽開催し、県内の第4種踏切道（74箇所）の廃止や第1種踏切道化について協議

群馬県の方針は、可能な限り第4種踏切道の「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第1種踏切道への「転換」



群馬県の対応

※ 道路管理者:市町

- 対応方針を公表することで、関係者の対応が迅速化
- 鉄道事業者と道路管理者が協議する環境を調整
- 道路管理者に調整結果のヒアリングを行い、動きの遅い道路管理者に対して、他の道路管理者の状況を共有するなど、対応の実施を促進
- 鉄道事業者と道路管理者のスケジュールを管理

道路管理者の対応

- 廃止するという方針を決定し、各地区に説明
- 事故を契機に協議する機運の高まり
- 利用状況を調査したところ、通行者が少ないことが判明
- 学生等利用の多い箇所は1種化

鉄道事業者の対応

- 地元自治会に対し、踏切のリスクを説明
- 道路管理者と連携
- 粘り強い説明
- 自治体からの補助で1種化を促進

- 都道府県のリーダーシップが重要
- 鉄道事業者と道路管理者の連携が重要

第4種 踏切道対策（3）北近畿タンゴ鉄道の対策について

令和5年4月10日に第4種踏切道において列車とシニアカーとの衝突による死亡事故が発生

京都府が事務局となり、鉄道事業者、関係自治体、警察、近畿運輸局からなる「踏切対策協議」を開催し、第4種踏切道（全18箇所）の廃止や第1種踏切道化について協議（令和7年末までに7回開催）

踏切の構造、利用状況、利用者層などの確認のために踏切カルテを作成し、踏切からの見通しなどの危険度を総合的に判断して、廃止可能な踏切道の把握と第1種踏切道化する踏切道の優先順位を整理

関係自治体は優先順位をもとに地元と協議

令和7年末までに全18箇所中、
4箇所廃止、1箇所第1種踏切道化が決定
（事故が発生した踏切道の廃止を含む）
この他、第3種踏切道1箇所の第1種踏切道化を決定



廃止前

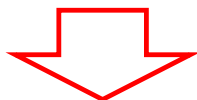


廃止後（今後施設の撤去を実施）

事故発生踏切道の廃止

第4種 踏切道対策（4）第4種踏切道の暫定対策の例（簡易ゲート等）

- 一部の事業者では、踏切道通行者に物理的な一旦停止・左右確認を促し、直前横断に起因した事故を防ぐことを目的とした「手動ゲート（手動遮断桿）」や「踏切道手前の柵」を導入している。
- 第1種化により維持管理すべき施設を増やすことは困難と考えている事業者が多い中、これらの設備は、第1種化に比べて少ない費用で、整備や維持管理が可能であると考えられることから、その導入によって第4種踏切道の暫定的な対策として安全性の向上に資することが期待される。



これらの設備については、踏切道補助の支援の対象ではないため、支援制度を創設。

○手で遮断棒を持ち上げるタイプ



○手で遮断棒を押すタイプ



○一旦停止を促す柵



手動ゲート設置数：262箇所設置 令和7年3月末現在

鉄道施設総合安全対策事業(踏切)

1. 目的・事業概要

【目的】

踏切道改良促進法に基づき、遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を推進し、踏切道における事故防止と交通の円滑化を図る。

【事業概要】

踏切道改良促進法に基づき指定された踏切を対象に、遮断機・警報機、高齢者等の歩行者の踏切事故防止に資する設備及び災害時の稼働状況等の把握に資する設備等の整備を支援。

2. 制度の内容

○補助対象事業者:

(A) 地方公共団体以外の鉄道事業者

- ・鉄道事業(軌道業を含む)において、以下のいずれかの要件に該当

- ・赤字
- ・黒字で営業利益率が少ない(事業用固定資産営業利益率7%以下)

かつ

- ・全事業において、以下のいずれかの要件に該当

- ・赤字
- ・黒字で営業利益率が少ない(事業用固定資産営業利益率10%以下)

(B) 地方公共団体である鉄道事業者

- ・鉄道事業が赤字

○補助対象事業:

(i) 改良すべき踏切道の改良を実施する鉄道事業者

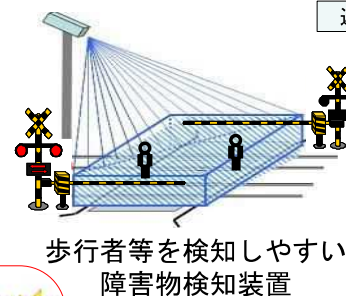
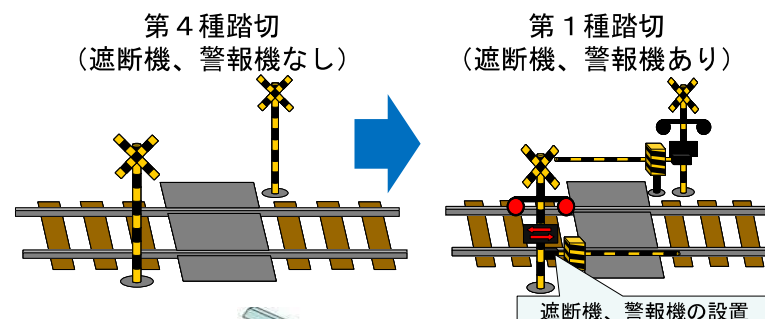
- 遮断機、警報器、警報時間制御装置、障害物検知装置(高規格化を含む)、非常押しボタン、全方位警報器
- AI等を活用した画像解析装置 等

(ii) 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の管理を実施する鉄道事業者

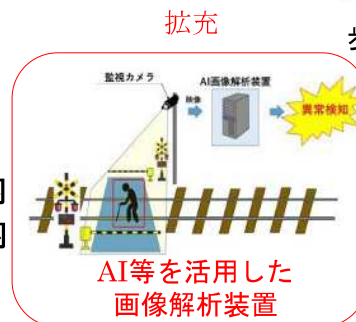
踏切監視用カメラ

○補助率: 赤字の鉄道事業者 国1/2以内、地方公共団体1/3以内
黒字の鉄道事業者 国1/3以内、地方公共団体1/3以内

【踏切保安設備の整備例】



非常押しボタン



全方位警報機



踏切監視用カメラ

鉄道施設総合安全対策事業費補助(第4種踏切道の緊急対策推進事業)

1. 目的・事業概要

【目的】

遮断機・警報機のない第4種踏切道において、歩行者等の一旦停止、左右確認を促し直前横断を防ぐことで、第4種踏切道の安全対策を簡易かつ効果的に実施できる整備を推進し、第4種踏切道の安全性の向上を図る。

【事業概要】

第4種踏切道において、歩行者等の直前横断等を抑止するため、踏切通行者の物理的な一旦停止を促すゲートや柵等の整備を支援。



設備例

※メーカーにより、様々な種類有

2. 制度の内容

○補助対象事業者

鉄軌道事業者

○補助対象事業

第4種踏切道に歩行者等の物理的な一旦停止及び左右確認を促す設備を設置する事業

○補助率

(A) 地方公共団体以外の鉄道事業者

・赤字の鉄道事業者 国1／2以内

・黒字の鉄道事業者 国1／3以内

(B) 地方公共団体である鉄道事業者

・国1／3以内

※道路法上の道路以外の道路と交差する第4種踏切道での事故も多数発生していることから、本事業では、そのような踏切での対策事業も補助対象とする。



設置前



設置後(イメージ)

勝手横断箇所について

【勝手横断箇所】

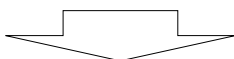
鉄道事業者が踏切道として認めていないが、明らかに線路内を横断した形跡があるもの。



令和6年に、広島県内において、勝手横断箇所において、2件の人身傷害事故が発生（1箇所は昨年9月30日に閉鎖）

鉄道事業者としては閉鎖したいが、横断箇所となった過去の間緯等もあり、閉鎖することが困難となっている。

踏切の統廃合、踏切拡幅に併せて、近隣の勝手横断箇所が閉鎖される事例もある。



閉鎖するには、関係自治体の協力が必要です。

鉄道事業者と自治体が連携して、閉鎖に向けた協議をお願いします。